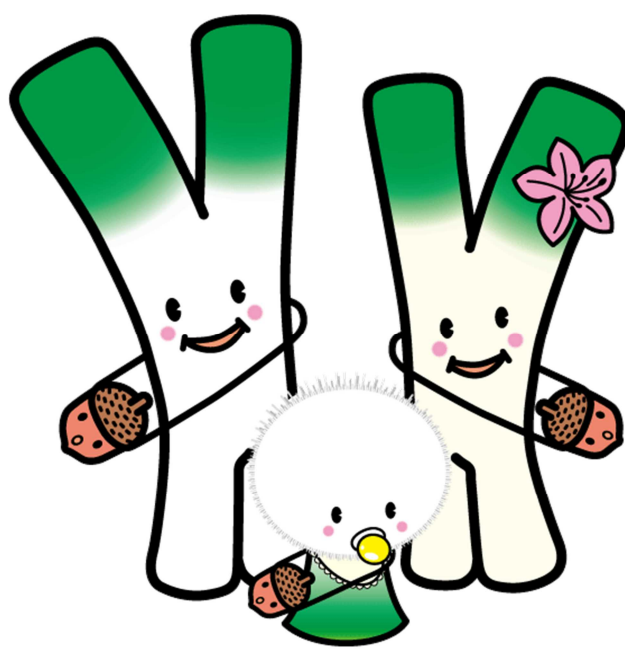


米子市
NPO法人の条例個別指定制度
【指定申出の手引き】



YONAGO

令和5年2月

米子市総合政策部まちづくり企画課

米子市NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

目 次

1	NPO法人の条例個別指定制度について	1
2	指定の手続きについて	2
3	指定の基準について	3
4	書類の記載方法等	
(1)	控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書	7
(2)	指定基準チェック表（第1表）	8
(3)	指定基準チェック表（第2表）	9
(4)	指定基準チェック表（第3表）	15
	寄附者名簿	17
	ボランティア活動者名簿	18
(5)	指定基準チェック表（第4～7表）	19
(6)	指定基準チェック表（県指定法人用）	21
(7)	欠格事由チェック表	22
	役員の氏名等一覧表	24
(8)	寄附金を充当する予定の事業内容等	25
5	控除対象NPO法人の報告義務	27
6	控除対象NPO法人の情報公開	29
7	控除対象NPO法人に対する指定の取消し	29
8	控除対象NPO法人の更新	30

【窓口】

担当窓口	住 所	電話番号
米子市 総合政策部 まちづくり企画課 まちづくり企画担当	米子市加茂町1-1	0859-23-5373

【注意】

- ・この手引きの中で、単に「法」とあるのは、「特定非営利活動促進法（NPO法）」を指します。

1 NPO法人の条例個別指定制度について

(1) 背景・概要

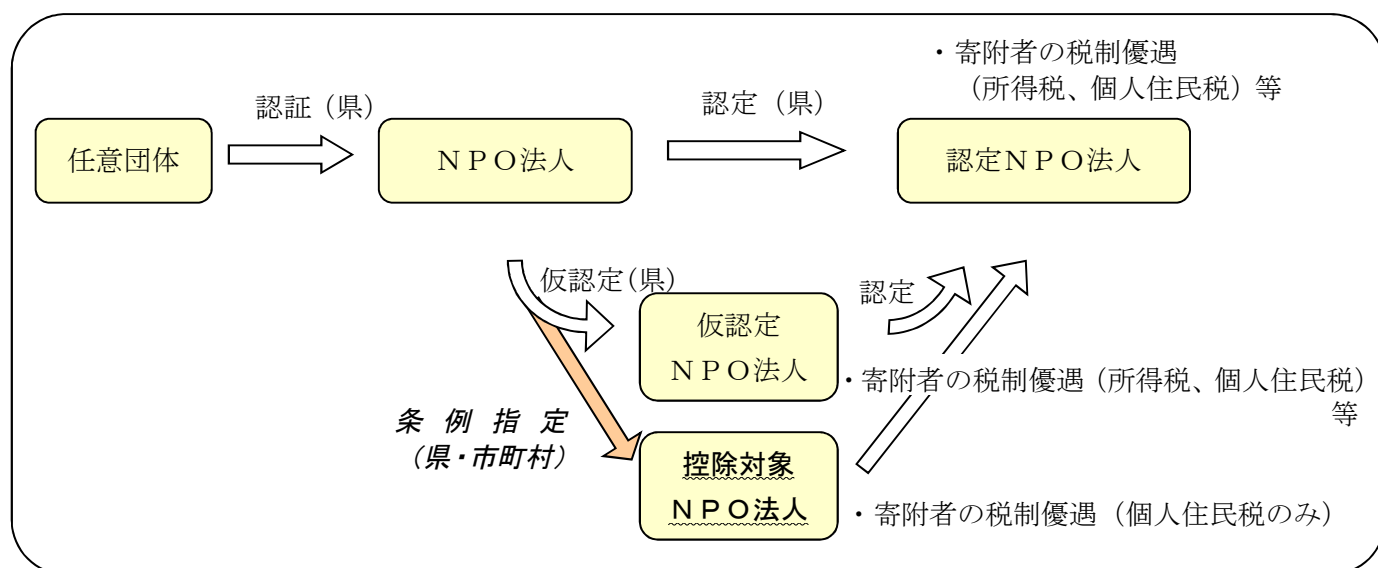
様々な地域課題解決の主要な担い手であるNPO法人の自立的活動を支援するため、NPO法人への個人からの寄附金に係る税制優遇措置を拡大し、NPO法人への寄附の促進や、認定NPO法人数の増をねらいとして、平成23年6月に寄附税制改革関連法が成立しました。その一連の制度のうちの一つが市民公益税制（新たな寄附税制）です。

<市民公益税制のポイント>

- ① 認定NPO法人への寄附について、所得税において新たに税額控除を導入（所得控除との選択制）
 - ・控除割合…控除対象寄附金額の40%
- ② 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）
 - ・認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして県や市町村が条例において個別指定した法人へのものについては、個人住民税の寄附金税額控除の対象に
 - ・個人住民税に係る寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ（5千円→2千円）

※条例で個別指定を受けたNPO法人を、米子市では「控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）」とよびます。

(2) 認定NPO法人・控除対象NPO法人の関連イメージ



(3) 指定の効果

・米子市及び鳥取県が条例で指定したNPO法人への寄附金につき、控除対象寄附金額の10%（市：6%、県：4%）が税額控除の対象になります。

〔例〕市と県が条例で指定した控除対象NPO法人に市民が1万円の寄附を行った場合の個人住民税減額は

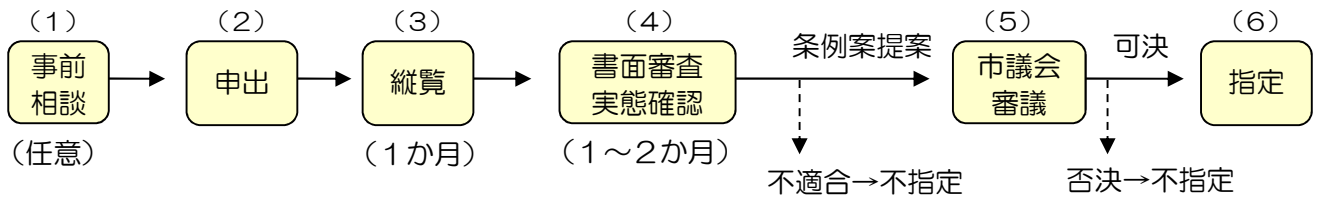
$$(10,000 - 2,000) \times (10\%) = \underline{800 \text{ 円}}$$

認定NPO法人に1万円の寄附を行った場合の所得税・個人住民税減額は

$$(10,000 - 2,000) \times (40\% + (4\% + 6\%)) = \underline{4,000 \text{ 円}}$$

2 指定の手続きについて

指定の手続の流れは、おおむね次のとおりです。



(1) 事前相談

- ・指定の制度全般や、書類作成上の注意点などのご説明をさせていただきます。
- ・事前相談は必須ではありませんが、ご不明な点などあればまちづくり企画課へご連絡ください。

(2) 申出

- ・県内に事務所があるNPO法人が申出をすることができます。
- ・次の書類を作成・添付の上、まちづくり企画課へ提出してください。
- ・提出部数は各1部です。

書 類	備 考
① 控除対象特定非営利活動法人指定(更新)申出書(様式第1号)	p7 参照
② 各指定基準に適合する旨を説明する書類	p8~24 参照
③ 欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
④ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	p25 参照
⑤ 直近の事業報告書等(事業報告書、活動決算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿)	
⑥ 役員名簿	
⑦ 定款等(定款、法人の認証及び登記に関する書類の写し)	

(3) 書類の縦覧

- ・市は、申出書類を受理したのち、申出をしたNPO法人の名称等を市公報に登載するとともに、申出書類について1か月間縦覧します。

(4) 書面審査・実態確認

- ・提出書類に不備がないか、また、各基準を満たしているかどうか、書面での確認・審査を行います。
(必要に応じ、書類の追加提出・修正を求めます。)
- ・あわせて、各基準を満たしているかどうかを判断するため、当該NPO法人の事務所などにおいて実態を聞き取り・確認させていただきます。
- ・審査の結果、指定が不相当と認められるNPO法人に対しては、指定をしない旨を通知します。

(5) 市議会審議

- ・指定が適当と認められる場合は、「米子市税条例」の中に指定しようとする法人一覧(法人名・住所)を記載して、これを直後の定例市議会に提案し、審議いただきます。

(6) 指定

- ・市議会で条例案が可決されれば、はれて指定となります。該当する法人に書面で通知します。
- ※指定の日は、原則として議決日の属する月の翌月の1日とし、指定の有効期間は5年間とします。
- ・市公報、ホームページ等で、指定されたNPO法人について広く周知します。
 - ・市議会で条例案が否決された場合は、その旨を文書で通知します。

<申出の時期と指定の時期について>

申出の時期とそれに対応する指定の時期については、当面、次のとおりとする予定です。

申出の時期	提案の時期	指定の時期
5月15日まで	9月議会	10月1日
8月15日まで	12月議会	翌年1月1日
11月15日まで	3月議会	翌年4月1日
2月15日まで	6月議会	7月1日

3 指定の基準について

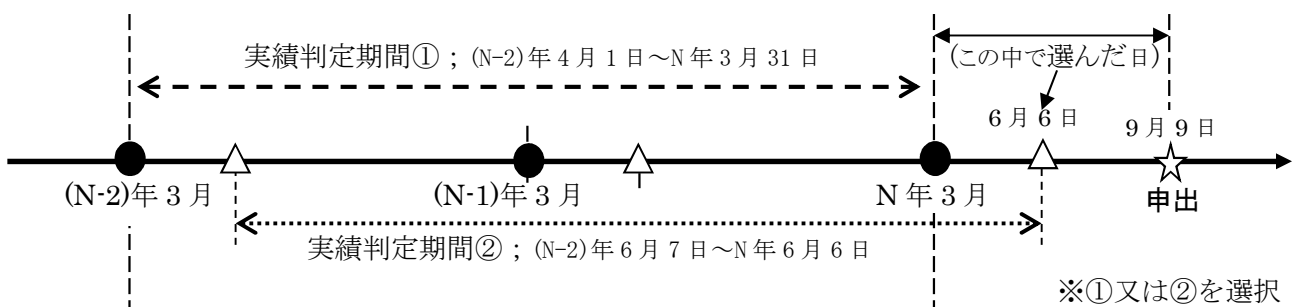
(1) 実績判定期間

申出をしたNPO法人が指定の基準を満たすかどうかを判定するための「実績判定期間」を設けます。

実績判定期間は、指定を受けたことのない法人が申出をする場合、

- ①申出をするNPO法人の直前に終了した2事業年度
- ②直前に終了した事業年度の末日から申出の日までの間で当該NPO法人が選んだ日以前2年間のいずれかで、申出をするNPO法人が選択できます。

<実績判定期間のイメージ；事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の例>



- ・②を選択した場合でも、便宜上この期間を1年ごとに区分したものを「事業年度」とよびます。
- ・指定を受けたことのあるNPO法人が申出をする場合の実績判定期間は5事業年度です。

(2) 指定の基準

申出をするNPO法人が満たすべき指定の基準は、次の①～⑦のとおりです。

申出にあたっては、それぞれの「指定基準チェック表」と、それを裏付ける書類を添付してください。

☆指定基準チェック表（第1表） ⇒ p 8 参照

① 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。

- 申出をするNPO法人の行う活動が、県内で活動していることを確認するものです。
- ・ 県内で特定非営利活動を行う地域を記載してください。

☆指定基準チェック表（第2表） ⇒ p 9 参照

② 実績判定期間において行った事業が、市民の福祉の増進に資する活動を推進するものであること。

市民の福祉の増進に資する活動とは、まちづくりビジョン（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）の趣旨に沿った活動のことをいうものとします。

- (ア) 交通基盤の充実と人が集うまちづくりに資する活動
- (イ) 市民が主役・共生のまちづくりに資する活動
- (ウ) 教育・子育てのまちづくりに資する活動
- (エ) 地産外商・所得向上のまちづくりに資する活動
- (オ) 歴史と文化に根差したまちづくりに資する活動
- (カ) スポーツ健康まちづくりに資する活動
- (キ) 災害に強いまちづくりに資する活動

- 申出をするNPO法人の行う活動が、今後の中長期にわたる総合的・計画的な市政運営の指針として策定された「まちづくりビジョン（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）」の趣旨に沿った活動を推進するものであるかを確認するものです。

・ (ア) ～ (キ) のうちの該当項目を明示し、NPO法人の活動概要が分かるものを添付してください。

(参考)米子市まちづくりビジョンURL>>><https://www.city.yonago.lg.jp/secure/49208/sai.pdf>

③ 広く市民からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者の実人数が年平均50人以上いること。

イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアの実人数が年平均50人以上いること。

●アについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{1,000円以上の寄附者の実数の合計} \end{array} \right] \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

〔例1〕事業年度①の寄附者=80人、事業年度②の寄附者=30人 の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(80 + 30) \times 12}{24} = 55 \text{人} \geq 50 \text{人} \Rightarrow \text{OK!}$$

〔例2〕事業年度①（設立後6月で終了）の寄附者=20人、事業年度②の寄附者=60人の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(20 + 60) \times 12}{6 + 12} \doteq 53.3 \text{人} \geq 50 \text{人} \Rightarrow \text{こちらもOK!}$$

<注意点>

- ・寄附者名簿を添付してください。
- ・寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- ・寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人として数えます。
- ・申出をするNPO法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合は、寄附者数には含めません。

●イについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{各事業年度中に当該法人の行う特定非営利活動} \\ \text{に携わったボランティアの実数の合計} \end{array} \right] \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{人}$$

<注意点>

- ・ボランティア活動者名簿を添付してください。
- ・氏名及び住所が明らかなボランティアの方のみを数えます。
- ・ボランティアと生計を一にする方が別にボランティアに参加された場合であっても、ボランティアの人数には含めません。（→あわせて1名として数えます）
- ・申出をするNPO法人の役員、社員及び職員並びにそれらの方と生計を一にする方がボランティアとして参加された場合は、ボランティアの数には含めません。

④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

●法の規定に基づき、過去の事業報告書等や役員名簿、定款等をきちんと事務所に備え置いて、関係者の求めに応じて閲覧に供していることを確認するものです。

⑤ 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

●情報公開の一環として、NPO法人の活動状況を対外的・継続的に公表し、当該NPO法人が行う活動への理解促進に努めていることを確認するものです。

・情報公開の方法（媒体、手段）を記載の上、積極的に公開をしていることが分かるものを添付してください。

⑥ 法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

●過去に公益に反する行為等を行った事実がないことを確認するものです。

・法の規定に基づき事業報告書等の提出がない法人については、指定を受けることができません。

（ただし、天災の影響など申請法人の責めに帰さない事情により遅延した場合を除く）

⑦ 申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

●NPO法人として、少なくとも2事業年度以上の公益的な活動を行った実績があることを確認するものです。

(3) 基準の特例

☆指定基準チェック表（県指定法人用） ⇒ p21 参照

鳥取県の条例で控除対象NPO法人として指定されているNPO法人が上記（2）の指定の基準に適合するものと同等であると市が認めるときは、当該基準に適合しているものとみなし、指定を受けられます。

・申出書に、そのことが分かる書類を添付してください。

(4) 欠格事由

☆欠格事由チェック表 ⇒ p22 参照

上記の指定の基準を全て満たしていても、次の①～⑥のいずれかに該当する法人については、指定をしないことがあります。

① 役員の中に、次のア～ウのいずれかに該当する者があるもの

- ア 過去に認定・仮認定・指定を取り消された場合において、その原因となった事実があった日から1年以内にそのNPO法人の理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しないもの
- ウ 暴力団の構成員等

② 認定・仮認定・指定の取消しがあった日から5年を経過しないもの（指定期間満了に伴うもの等を除く。）

③ 定款や事業計画書の内容が法令等に違反するもの

④ 国税・地方税の滞納処分の執行がされている、又は処分の終了から3年を経過しないもの

⑤ 国税・地方税の重加算税又は重加算金を課されてから3年を経過しないもの

⑥ 暴力団、又は暴力団（その構成員等）の統制下にあるもの

4 書類の記載方法等

控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書

米子市長 氏 名 様

控除対象特定非営利活動法人としての指定（指定の有効期間の更新）を受けたいので、次のとおり申し上げます。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申出者 名 称

代表者の氏名

印

電話番号

1 設立年月日
年 月 日

設立登記の日を記載

電話番号等は公開できるものを記載(以下同じ)

2 事業の内容

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

定款に記載されている事業を記載

3 事業を行う県内の地域

市町村名と、具体的な地区名などが記載できる場合はあわせて記載

4 過去の指定の有無 有 ・ 無

(過去の指定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

5 実績判定期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

ホームページアドレスなど

(1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	メールアドレス	その他の連絡先

(2) 主たる事務所以外の県内にある事務所の有無 有 ・ 無

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

7 添付書類

- (1) 米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に適合する旨を説明する書類
- (2) 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (4) この申出の直前に終了した事業年度の事業報告書
- (5) 役員名簿
- (6) 定款等

指定基準チェック表及び根拠資料;p8-20 参照

欠格事由チェック表 p22 参照

p25 参照

指定基準チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名		チェック
1 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。		
鳥取県内で事業を行っている特定非営利活動法人である	はい・いいえ	〔記載例〕 はい・いいえ
鳥取県内の活動地域		△△市（▽▽地区、◇◇地区） 〇〇町（全域）
鳥取県内で行っている特定非営利活動及びその他の事業		【特定非営利活動】 〇〇〇事業 ◇◇◇事業 【その他の事業】 ▽▽▽事業

【指定基準チェック表（第1表） 記載要領】

項目	記載要領	備考
鳥取県内で事業を行っている特定非営利活動法人である	「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。	・主に県外で活動を展開している法人であっても、県内において活動を行う機会があり、市民に一定利益をもたらすものであると判断する場合は、「県内で事業を行っている」ものとみなします。
鳥取県内の活動地域	現に活動を行っている県内の地域を記載してください。	・市町村名を記載するとともに、さらに具体的な活動範囲（〇〇地区など）が記載できる場合はあわせて記載してください。 ・実際の行動範囲に限らず、活動の効果が及ぶ地域も活動地域に含まれます。分かる範囲で記載してください。 ・鳥取県外の活動地域については、記載不要です。
鳥取県内で行っている特定非営利活動及びその他の事業	県内の活動地域において展開する具体的な事業名をすべて記載してください。	・特定非営利活動及びその他の事業についてそれぞれ記載してください。 ・定款に記載されている事業のうち、現に活動実績があがっているものについて記載してください。

指定基準チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	チェック	
<p>2 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。</p> <p>(ア) 交通基盤の充実と人が集うまちづくりに資する活動 (イ) 市民が主役・共生のまちづくりに資する活動 (ウ) 教育・子育てのまちづくりに資する活動 (エ) 地産外商・所得向上のまちづくりに資する活動 (オ) 歴史と文化に根差したまちづくりに資する活動 (カ) スポーツ健康まちづくりに資する活動 (キ) 災害に強いまちづくりに資する活動</p>					
実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
該当区分					
具体的な事業内容					

【指定基準チェック表（第2表） 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
該当区分	(ア)～(キ)のうち該当する区分の記号を記載してください。	・(ア)～(キ)の区分の詳細は、別紙（p10～14）のとおりです。 ・該当する区分が複数ある場合は、それぞれ記載してください。
具体的な事業内容	記載した区分に関連した事業内容を記載してください。	・法人が行う事業のうち、記載した区分に関連しない事業については記載不要です。

【その他注意事項】

- ・法人の事業内容及び実績が分かる書類について、別途確認させていただく場合があります。

※指定基準チェック表（第2表）の基準については、次の表を目安に該当・非該当を確認してください

(ア) 交通基盤の充実と人が集うまちづくりに資する活動

山陰の交通の要衝、東アジアのゲートウェイとして、交通基盤の整備の充実を図るとともに、地域公共交通を中心としたコンパクトプラスネットワークのまちづくりを推進することにより、人が集い、活気のある交流のまち「米子」をめざします。

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
(1)広域的な交通基盤の整備	①高規格幹線道路及び国、県道の整備促進を図り、都市間・拠点地域間を連携する高速交通ネットワーク形成のほか、幹線道路の機能を強化します。 ②中国横断新幹線（伯備新幹線）及び山陰新幹線の整備推進に向けた取組を活発化させ、基本計画路線から整備計画路線への格上げをめざします。 ③米子空港発着の航空路線の利用促進策を実施し、利用者数の増加を図るとともに、路線充実につながる取組を実施し、交通利便性の向上を図ります。
(2)地域公共交通体系の確立	①バス路線を再編し、持続可能な公共交通体系を構築します。 ②公共交通の利用促進策を展開し、利用者の増加を図ります。
(3)調和のとれた土地利用の実現	①中心市街地と郊外の一体的な発展をめざします。 ②都市公園の有効活用を推進します。
(4)米子駅周辺整備の推進	①山陰地方の玄関口として必要な施設を整備し、交通の円滑化や利便性の向上を図ります。 ②米子駅周辺のにぎわいを創出し、地域活性化を図ります。
(5)中心市街地のにぎわい創出	①米子駅周辺エリアのにぎわいの創出を図ります。 ②角盤町エリアのにぎわいの創出を図ります。 ③「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をめざします。

(イ) 市民が主役・共生のまちづくりに資する活動

市民の柔軟で自由な発想、活力を引き出し、共にまちづくりを推進するとともに、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、人権を尊重し、つながりを持って支え合う共生のまち「米子」をめざします。

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
(1)市民参加及び民間事業者等との連携協力	①地域で活動する団体との連携・協力を推進します。 ②民間事業者等との連携・協力を推進します。
(2)公民館を拠点とした地域のまちづくりの推進	①地域で活動する団体が今後も活動を継続できるような条件整備を行います。 ②地域のニーズに応じ、地域の拠点としての利用が可能となるように公民館の体制整備を行います。 ③地域の実情に応じた地域のまちづくりを推進します。
(3)地域福祉活動の推進	①市内に7つの福祉圏域を設置し、圏域ごとに、地域課題の解決に向けた地域の多様な主体と多分野の福祉関係機関との協働による包括的相談支援体制の構築に取り組みます。
(4)障がい者（児）福祉の充実と共生社会の実現	①障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。 ②障がいに対する理解を深め、障がいのある人の権利擁護、意思決定支援を推進します。

(5)互いの人権を尊重し合うまちづくりの推進	①社会における人権啓発の推進により、同和問題をはじめとした様々な人権課題への正しい理解と認識の深化を図り、「人権尊重都市よなご」の実現をめざします。 ②学校における人権教育の充実や地域全体での人権教育の推進により、地域の人権文化の形成を図ります。
(6)男女共同参画社会の形成	①男女共同参画の視点に立った啓発を行い、意識改革を推進します。 ②男女共同参画社会形成のための環境づくりにより、女性の活躍を推進します。
(7)多文化共生社会の実現	①地域の国際化を進め、国際的視野を持った人材育成に取り組みます。 ②友好・姉妹都市及び諸外国との交流を推進します。 ③外国人住民にとっても暮らしやすい環境づくりに取り組みます。
(8)鳥取大学医学部及び米子工業高等専門学校等との連携	①鳥取大学医学部との連携を強化します。 ②米子工業高等専門学校との連携を強化します。 ③YMCA 米子医療福祉専門学校及びその他高等教育機関との連携を強化します。
(9)国県・他自治体との連携協力	①鳥取県西部圏域の市町村との連携強化を図ります。 ②中海・宍道湖・大山圏域の市町村と県境を越えた連携強化を図ります。 ③国、県等との連携強化を図ります。
(10)Society5.0の実現に向けた技術の活用	①DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画に基づき、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります。

(ウ) 教育・子育てのまちづくりに資する活動

安心して子どもを生み育てられるよう、子育て支援や学校教育の充実に取り組むことにより、未来のまちづくりを担う子どもたちが健やかでたくましく育つまち「米子」をめざします。

まちづくりの基本方向	市の取り組みの方向
(1)在宅育児支援の充実	①切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健施策の充実により、乳幼児の健康と安全を守ります。 ②子育て支援の充実により、子育て負担の軽減を図ります。
(2)待機児童の解消と子育て支援の充実	①保育所等の待機児童の解消を図ります。 ②学童保育の待機児童の解消を図ります。 ③保育環境と子育て支援の充実を図ります。
(3)子どもの特性や発達に合わせた適切で切れ目ない支援	①子どもの特性の早期把握及び個々の特性に応じた支援を行います。 ②関係機関の連携により発達に合わせた切れ目ない支援を行います。
(4)学校教育の充実	①豊かな人間性と創造力をもった子どもの育成を図ります。 ②確かな学力を身につけた子どもの育成を図ります。 ③健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成を図ります。
(5)学校施設の整備・充実	①学校施設の整備・充実を図ります。
(6)児童・青少年の健全育成	①体験・交流活動の充実に努めます。 ②児童・青少年の安心安全な環境を確保し、健全育成を推進します。 ③すべての子どもたちが健やかに育成されるための環境を整えるため、子どもの貧困対策を推進します。

(7)ふるさと教育の推進	①ふるさと米子に学び、ふるさとへの愛着や誇りをもつ人材の育成を図ります。
--------------	--------------------------------------

(エ) 地産外商・所得向上のまちづくりに資する活動

地域資源や地域産業をいかしたまちづくりを推進し、地産外商の取組等によりビジネスチャンスを広げ、地域全体で所得の向上を図ることで、稼げるまち「米子」をめざします。

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
(1)地元企業の振興と地域産業の活性化	①地元企業の国内外の需要の変化を捉えた新たな市場の開拓への支援を行います。 ②地元企業の競争力強化・新事業展開の促進、新規創業に向けた支援を行います。
(2)成長産業の育成と新産業の創出	①地域資源を活用したエネルギー事業等の成長産業の育成に取り組みます。 ②産学官の連携を推進し、先端技術産業の分野を中心とした新産業の創出に取り組みます。
(3)企業誘致の推進	①本市への企業誘致を推進します。 ②企業立地に適した産業用地を確保します。
(4)雇用の安定と確保	①地元企業や国・県・学校関係者等との連携を図り、新規学卒者の就職活動前・就職活動中・就職後の各段階において継続的な就労支援を行います。 ②働く意欲のあるすべての人が就労できる生涯現役社会の実現に努めます。 ③就業者及び離職者の学び直しによる職業能力の向上を推進します。
(5)皆生温泉のまちづくり	①皆生温泉の魅力向上を図ります。 ②皆生温泉のインフラ構築支援を図ります。
(6)地域資源を活用した観光施策の推進	①地域資源を活用した観光誘客を促進します。 ②ナイトタイムエコノミーを推進します。
(7)広域連携による観光振興	①広域連携による観光振興を図り、圏域の観光客数の増加をめざします
(8)インバウンド対策の推進	①訪日客の入込客数の増加をめざします。
(9)次世代につなぐ農業の推進	①多様な担い手の育成・確保を図ります。 ②優良農地の保全と農地集積を図ります。 ③農業経営の安定・強化を支援します。 ④6次産業化を推進します。
(10)農業基盤整備の推進	①農業基盤の長寿命化を図り、農業生産性の向上、担い手を育成・確保しやすい環境づくり及び荒廃農地の解消をめざします。
(11)地域特性をいかした漁業の振興	①漁業生産力や付加価値の向上を図るとともに、漁業従事者を確保・育成します。 ②漁港の整備による機能保全を図ります。
(12)シティプロモーションの推進と関係人口の拡大	①シビックプライドの醸成と本市認知度の向上を図ります。 ②関係人口の拡大・濃密化を図ります。
(13)移住定住の促進	①移住定住対策を実施し、本市への移住定住を促進します。 ②未婚晩婚化対策を実施し、少子化の抑制と若者の定住定着を促進します。

(オ) 歴史と文化に根差したまちづくりに資する活動

本市の歴史・文化資源を保存・活用することにより、その価値や魅力を市民はもとより多くの方と共有し、にぎわいがあって、心豊かに暮らせるまち「米子」をめざします。

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
(1)米子城跡の保存・活用・整備と魅力発信	①遺構の保護や来訪者の安全確保等に向けた整備を推進します。 ②米子城跡の魅力発信に向けた各種事業を展開します。
(2)芸術文化活動の推進	①優れた芸術文化を鑑賞できる機会の充実とにぎわいの創出を図ります。 ②文化施設の利用促進を図り、多数の市民が参加できる芸術文化の発表機会を提供します。 ③文化施設の改修・整備を図ります。
(3)淀江地域における歴史・地域資源の活用	①伯耆古代の丘エリアのにぎわいづくりに取り組みます。 ②地域資源を活用したまちづくりを進めます。

(カ) スポーツ健康まちづくりに資する活動

スポーツに親しむことができる環境づくりや健康増進、フレイル対策等に取り組むことにより、人生100年時代に誰もがずっと元気で健康に暮らせるまち「米子」をめざします。

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
(1)すべての人がスポーツに親しむことのできる環境づくり	①ライフステージに応じて誰もがスポーツに親しむ機会を充実させます。 ②スポーツ施設や学校体育施設等、誰もがスポーツを楽しめる環境を整備します。
(2)スポーツを通じた地域の活性化	①スポーツツーリズム等による交流人口の拡大や地域経済の活性化を推進します。 ②スポーツを通じた国際交流、地域のスポーツ活動への参加及び地元のスポーツチームの応援を促進します。
(3)生活習慣病予防の推進	①特定健康診査受診による早期の健康状態把握、生活習慣改善を図ります。 ②運動・食事指導によるより良い生活習慣の周知を図ります。
(4)介護予防・フレイル対策の推進	①高齢者のサロンなど「通いの場」を拠点として、フレイル対策及び認知症予防を含めた介護予防事業を推進します。 ②高齢者の地域での健康づくり活動グループの立ち上げや運営を支援し、地域での健康づくりを推進します。

(キ) 災害に強いまちづくりに資する活動

公共インフラ施設など快適な生活環境の整備や豊かな自然環境の保全を図り、また、市と市民が一丸となって防災・減災に取り組むことにより、快適で災害に強い安心・安全なまち「米子」をめざします。

まちづくりの基本方向	市の取組みの方向
(1)公共インフラ施設の整備	①都市計画道路の整備を促進します。 ②定期的な点検を行いながら、橋りょうの長寿命化を図ります。
(2)総合的な住宅政策の推進	①空き家の増加を抑制するための取組を推進します。 ②安心安全な住環境の確保のため、特定空家等の改善を推進します。 ③人口動向や地域の住宅事情を勘案しながら、市営住宅の適切な提供を行います。

(3)良質な水源開発と災害に強い施設・管路の整備	①良質な水源（取水井戸）を更新し、取水量の安定化を図ります。 ②管路の耐震化率向上を図ります。
(4)総合的な生活排水対策の推進	①生活排水対策として公共下水道整備及び合併処理浄化槽の普及を効果的に組み合わせ、汚水処理施設の早期概成をめざします。 ②既存処理施設（管きょ・ポンプ場・処理場）の効率的な資産管理を図ります。
(5)危機管理体制の充実強化	①地域防災計画の実効性の向上を図ります。 ②防災教育、防災訓練などを通じ、災害対応能力の向上を図ります。 ③要配慮者などに配慮した防災情報伝達手段の整備を図ります。 ④必要な防災関係施設等を整備し、防災機能の確保を図ります。
(6)地域防災力の充実強化	①消防団活動の充実を図ります。 ②自主防災組織の活動の充実を図ります。 ③防災講座等を通じ、防災意識の高揚を図ります。
(7)原子力災害対策の推進	①地域防災計画（原子力災害対策編）・広域住民避難計画の実効性の向上を図ります。 ②住民説明会、原子力防災訓練などを通じ、防護対策、避難要領などの理解促進を図ります。 ③関係自治体と連携し、国・事業者に対し原子力発電所の安全対策についての取組を求めます。
(8)環境保全活動の推進	①脱炭素社会の実現をめざした取組を進めます。 ②循環型社会の構築にむけて、4Rを推進します。 ③中海の湿地環境保全と再生を図り、賢明な利用を促進します。 ④公害対策と身近な環境問題の適切な問題解決に取り組めます。

指定基準チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名	実績判定期間	年 月 日	チェック
		～ 年 月 日	

3 広く市民からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。
 ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者の実数の合計が年平均50人以上いること。
 イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアの実数の合計が年平均50人以上いること。

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
実績判定期間の月数 (端数切り上げ)	月	月	月	月	月
【ア】年間1,000円以上の寄附者数	人	人	人	人	人

〔チェック欄〕

- 寄附者の氏名（法人にあつては名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えている
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えている
- 当法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合、寄附者数から除いている
- 対価性のある会費などは寄附金から除いている

〔判定式〕

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上の寄附者の実数の合計 人 $\times 12$ = 人 ≥ 50 人

実績判定期間の月数 月

【イ】ボランティアの従事人数	人	人	人	人	人
----------------	---	---	---	---	---

〔チェック欄〕

- ボランティアの氏名及びその住所が明らかな者のみを数えている
- ボランティア本人と生計を一にする者がボランティアに参加された場合には、これを含めていない
- 当法人の役員、社員、職員及びそれらの者と生計を一にする者はボランティアの数に含めていない

〔判定式〕

実績判定期間内の各事業年度中に当法人の行う特定非営利活動に携わったボランティアの実数の合計 人 $\times 12$ = 人 ≥ 50 人

実績判定期間の月数 月

【指定基準チェック表（第3表） 記載要領】

項目	記載要領	備考
実績判定期間の月数	実績判定期間の月数について、整数で記載してください（まる2年間の場合は「24」を記載）。	・実績判定期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とします。（例：19月と10日⇒「20月」とする）
【ア】 年間1,000円以上の寄附者数	各事業年度において、該当する寄附者の実数を記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・1回当たりの寄附金額が千円未満であっても、複数回にわたる、あるいは生活を一にする複数人からの寄附金の合計が千円以上である場合は、1人として数えることができます。 ・原則として、会費は寄附金の額から除きます。ただし、対価性が認められない会費は寄附金とみなすことができます。 ・イ（ボランティア要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。
【イ】 ボランティアの従事人数	各事業年度において、該当するボランティアの実数を記載してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業年度について同一の人が複数回ボランティアに参加しても一人として数えます。 ・労働の対価が無償であるボランティアのみを数えます。（交通費等の実費相当分のみが支給される場合にあっては、1人として数えることができます。） ・ア（寄附金要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。

【添付書類】

- ・寄附者名簿又はボランティア活動者名簿

【その他注意事項】

- ・寄附者又はボランティアが法人の役員又は社員等と関係のある者であるかどうかを確認するため、過去の役員名簿等について別途確認させていただきます。
- ・寄附金については、各寄附者から寄附金を受領したことが分かる資料（会計帳簿、領収書の写し等）を確認させていただくとともに、寄附者本人への確認をさせていただく場合があります。
- ・ボランティアについては、当該各人がボランティアとして参加したことが分かる資料（ボランティアの募集・応募に係る書類、ボランティア活動に携わった日・時間帯や活動内容等を示す書類）を確認させていただくとともに、ボランティア本人への確認をさせていただく場合があります。

指定基準チェック表（第4～7表）（条例第4条第1項第4号～第7号に適合する旨を説明する書類）

法人名	実績判定期間	年 月 日	チェック
		～ 年 月 日	

指定基準チェック表（第4表）

4 事業報告書等、役員名簿及び定款等を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出の日の属する事業年度の初日～申出の日
	年月日 ～ 年月日	年月日 ～ 年月日	年月日 ～ 年月日	年月日 ～ 年月日	年月日 ～ 年月日	
事業報告書等、役員名簿、定款等を備え置き、閲覧させている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

指定基準チェック表（第5表）

5 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤
公開の手段（媒体）					
公開の時期					

指定基準チェック表（第6表）

6 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

法令違反等の事実の有無	有・無
-------------	-----

指定基準チェック表（第7表）

7 申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日
------	----------	-------	-------

【指定基準チェック表（第4～7表） 記載要領】

項目		記載要領	備考
第4表	事業報告書等、役員名簿、定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を備え置き、閲覧させている	各区分に応じ、「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。	・事業報告書等については、各年度において過年度分の書類を備え置くこととされており、そのことを確認するものです（当該年度分の書類を作成したかどうか、ではありません）。
	公開の手段（媒体）	事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する手段を記載してください。	・公開の手段が複数ある場合は、全て記載してください。
第5表	公開の時期（頻度）	事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する時期又は頻度を記載してください。	<p><記載例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期…〇年〇月、〇年春 など ・頻度…年3回発行、週2回程度更新 など
	法令違反等の事実の有無	申出を行った日時点における法令違反等の事実について、「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書等が期限内に提出されていない場合は、指定を受けることができません（ただし、天災の影響など申請法人の責めに帰さない事情により遅延した場合を除く）。 ・事業報告書等の不提出や提出遅延等の違反があっても、その後法の規定に基づき提出がなされ、違反状態が治癒したと判断される場合には基準を満たすものとします。
第7表	事業年度	法人の事業年度の初日及び末日を記載してください。	・申出書の記載と一致させてください。
	設立年月日	法人の設立登記の日を記載してください。	・申出書の記載と一致させてください。

【添付書類】

- ・情報公開をしていることが分かる書類（第5表関係）

具体的には、会報紙などの印刷物（又はその写し）、インターネットを利用する方法により公開している場合は当該公開部分の写し等を添付してください。

指定基準チェック表（県条例指定法人用）（条例第4条第2項に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	チェック
-----	--	--------	------------------	------

鳥取県の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が市の各指定基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。

条例指定年月日	年 月 日
---------	-------

【同等性の説明】

県指定基準の項目	左の基準に適合するものと同等であることの説明
1 県内における事業実施	
2 適切な事業内容（「まちづくりビジョン（第4次米子市総合計画及び第2期米子市地方創生総合戦略）」）	
3 市民からの支持（寄附金若しくはボランティアによる支援実績）	
4 事業報告書等の備置き、閲覧	
5 活動状況の積極的な公開	
6 法令違反等の有無	
7 法人設立後1年超の経過	

【指定基準チェック表（県指定法人用） 記載要領】

項目	記載要領	備考
条例指定年月日	当該条例指定を受けた日付を記載してください。	
左の基準に適合するものと同等であることの説明	市の各指定基準に適合していることが分かるように記載してください。	・各説明欄への記載に代えて、指定基準チェック表など各基準に適合すると認められることを説明する書類の添付をもってすることもできます。

【添付書類】

- ・鳥取県の条例個別指定を受けていることがわかる資料（条例、公報など）の写し

欠格事由チェック表

法人名		チェック
<p>次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。</p> <p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 条例第 15 条第 1 項各号（第 3 号及び第 6 号を除く。2 において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号を除く。2 において同じ。）のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消のが行われた場合において、その原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しないもの</p> <p>イ 法第 47 条第 1 号イからニまでに掲げる者</p> <p>2 条例第 15 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定取消のが行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から 5 年を経過しないもの</p> <p>3 法第 47 条第 2 号から第 6 号までに掲げるもの</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
イ-ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない法人（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）	はい・いいえ
3-2 号	認定又は仮認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない法人	はい・いいえ
3-3 号	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
3-4 号	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定の申出又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記 3-4 号に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること	はい・いいえ
3-5 号	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
3-6 号	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

【欠格事由チェック表 記載要領】

項 目	記載要領
役員欠格事由 (1の各欄)	「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。
団体欠格事由 (2,3の各欄)	「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。
添付書類	納税証明書を全て添付している場合に「はい」に印をしてください。

【添付書類】

- ・所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（過去3年間に滞納処分を受けたことがないことの証明）

【その他注意事項】

- ・「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条をいいます。
- ・「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

役員の氏名等一覧表

年 月 日現在

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	住 所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、「欠格事由チェック表」のうち役員欠格事由に該当する者の有無を確認するために用いるものです。それ以外の目的に使用することはありません。
- ・右上の「年 月 日現在」には、申出をした日付を記載してください。
- ・本書に記載された情報をもとに、役員に暴力団の構成員等がないことを鳥取県米子警察署に照会し確認することについて、あらかじめ法人の全ての役員の同意を得ておいてください。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行等口座名	

【寄附金を充当する予定の事業内容等 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
事業名 ----- 具体的な事業内容	今後、寄附金の充当を予定している事業及びその内容を記載してください。	・総会等に提出する事業計画書等との整合性を図ってください。
実施予定年月 ----- 実施予定場所	各事業の実施を予定する時期及び場所について記載してください。	・事業の性質に応じ「〇年〇月」「通年」など適切に記載してください。
従事者の予定人数	各事業に従事する人数を記載してください。	
受益対象者の範囲 及び予定人数	事業実施により利益を受ける者の人数（範囲）を記載してください。	
寄附金充当予定額	事業実施に係る寄附金の充当予定額を記載してください。	・事業規模（想定）に応じ概算で記載してください。
寄附金の受入及び 支出に利用する銀行等口座名	金融機関名及び店名を記載してください。	・口座番号は記載不要です。

5 控除対象NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出 (条例第10条第1項)

毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に、次の書類を市に提出しなければなりません。

No.	提出書類	備考
1	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書	市規則様式第3号
2	事業報告書等 ○事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、前事業年度の年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	
3	前事業年度の地方税法第37条の2第4項に規定する寄附者名簿	
4	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	
5	米子市控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第3号に定める事項を記載した書類 ○収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 ○次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等及び役員等の使用人等(※)との取引 ○次に掲げる報酬、給与等に関する事項 (ア) 役員等及び役員の使用人等(※)に対する報酬又は給与の支給の状況 (イ) に係る部分を除く。 (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ○支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
6	一定の指定の基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類	指定基準チェック表 (第5表、第6表)、 欠格事由チェック表

(※)「役員等及び役員等の使用人等」…役員、社員、職員、寄附者またはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次の①～③に掲げる特殊の関係にある者

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

(2) 役員名簿等変更及び助成金支給の報告

①役員名簿、定款又は条例第6条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる事項に変更があった場合及び②助成金の支給を行った場合には、市に必要な書類を提出しなければなりません(条例第8条第1項、第10条第2項)。

状 況	提出が必要な書類	書類の作成・提出時期
① 役員名簿、定款または条例第6条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項(※)に変更があった場合	○控除対象特定非営利活動法人変更届出書(市規則様式第2号)…変更年月日、変更前後の事項を記載 ○変更後の役員名簿又は約款(変更があった場合のみ)	変更後、遅滞なく
② 助成金の支給を行った場合	控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書(市規則様式第4号)…助成の実績を記載	支給後、遅滞なく

(※)「役員名簿、定款または条例第6条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項」…役員、定款、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所又は県内の事務所の所在地、事業の内容、事業を行う県内の地域、ホームページアドレス

(3) 解散の届出

解散したとき、清算人は、遅滞なく、県にその旨を届け出なければなりません(条例第11条)。

No.	提出書類	備 考
1	控除対象特定非営利活動法人解散届出書	市規則様式第5号
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	

(4) 合併の届出

控除対象NPO法人は、控除対象NPO法人でないNPO法人と合併しようとするときは、法第34条第4項の規定により合併認証申請書を提出した日から1月以内に、県にその旨を届け出なければなりません(条例第12条)。

No.	提出書類	備 考
1	控除対象特定非営利活動法人合併届出書	市規則様式第6号

6 控除対象NPO法人の情報公開

(1) 控除対象NPO法人の備え置き（閲覧）

控除対象NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。（条例第9条第1項）

	備え置くべき書類	いつから	いつまで
1	各指定基準に適合することを説明する書類 〔申出書の添付書類〕	指定を受けたとき	指定を受けたとき
2	欠格事由に該当しないことを説明する書類 〔同上〕	〃	〃
3	寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類〔同上〕	〃	〃
4	寄附者名簿	毎事業年度初めの3月以内	翌々事業年度の末日まで
5	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	〃	〃
6	資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、主要な取引に関する事項、給与に関する事項、寄附金支出に関する事項を記載した書類	〃	〃
7	法人の活動状況を2回以上公開していることを説明する書類	〃	〃
8	法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないことを説明する書類	〃	〃
9	指定の欠格事由に該当していないことを説明する書類	〃	〃

7 控除対象NPO法人に対する指定の取消し

(1) 控除対象NPO法人が次のいずれかに該当するときは、市長は指定取消の的行わなければならない（条例第15条第1項）。

- ア 条例第5条の欠格事由、第1号又は第3号のいずれかに該当するとき。
- イ 偽りその他不正の手段により控除対象NPO法人となったとき。
- ウ 指定期間が更新されなかったとき。
- エ 正当な理由がなく、条例第14条第2項の規定による命令に従わないとき。
- オ 控除対象NPO法人から辞退の申出があったとき。
- カ 控除対象NPO法人が解散したとき（合併により解散したときを除きます。）。

- (2) 次のいずれかに該当するときは、市長は指定取消の процедуруを行うことができます(条例第15条第2項)。
- ア 条例第4条第1項の指定基準(第7号を除きます。)に適合しなくなったとき。
 - イ 条例第8条第1項若しくは第12条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ウ 正当な理由がないのに、条例第8条第3項又は第9条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
 - エ 条例第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - オ 条例第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
 - カ 条例第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - キ アからキに掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

8 控除対象NPO法人の更新

(1) 指定の有効期間及び更新の申出について

指定の有効期間は当該指定の日から起算して5年とされており、指定の有効期間が経過すれば指定の効力は失われます(条例第7条)。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き控除対象NPO法人として特定非営利活動を行おうとする場合は、控除対象NPO法人でなくなる日の8月前から5月前までの間に市長に再度指定手続を行うための申出を行い、指定の有効期間の更新を受ける必要があります(規則第6条)。

更新の手続きについては、「2 指定の手続きについて」(P2)と同様です。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

米子市NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

作成 平成26年3月(令和5年2月改訂)

担当 米子市 総合政策部 まちづくり企画課 まちづくり企画担当

電話 0859-23-5373

FAX 0859-23-5568